

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	前錦国際株式会社（法人番号：4010001236778） 代表者 方 拓
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都千代田区外神田5-2-3アソルティビル6F （本社営業所） 東京都足立区南花畑2-28-9YSビル1階
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月6日及び令和7年10月20日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 点呼の記録保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社Y o u L i n k (法人番号: 8030001109210) 代表者 林 栄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都台東区竜泉1-30-3 (足立営業所) 東京都台東区竜泉1-30-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月14日、令和7年11月13日及び令和7年12月4日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	レスクル東京株式会社 (法人番号: 1020001043004) 代表者 鶴田 誠
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-18-6F (本社営業所) 東京都調布市深大寺東町5-20-24
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月16日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)21条第1項)、(2)点呼記録の記載不備(運輸規則第24条第5項)、(3)アルコール検査状況の写真記録不備(運輸規則第24条第7項)、(4)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行記録計による記録不備(運輸規則第26条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社テクニカルトータルサービス (法人番号: 8011001014856) 代表者 田中 眞治、田中 孝宏
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都渋谷区宇田川町36-22 (本社営業所) 東京都世田谷区弦巻1-25-16
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月9日及び令和7年10月20日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京遊覧観光バス株式会社 (法人番号: 5160001016529) 代表者 石井 誠
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区本一色2-13-16 (本社営業所) 東京都江戸川区本一色2-13-16
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月7日及び令和7年11月21日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オリオン通商 (法人番号: 1030001023376) 代表者 丸井 啓輔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区東新小岩1-4-4セルティビル2F (本社営業所) 東京都葛飾区東新小岩1-4-4
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月14日及び令和7年11月26日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 22点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社朝陽観光バス (法人番号: 4030002038445) 代表者 浮舟 崇弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区大谷田4-10-9 (神奈川営業所) 神奈川県相模原市南区麻溝台1-2-19
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年1月30日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼記録の記載不備(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社宮島運輸 (法人番号: 9020001004551) 代表者 宮島 秀晴
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港南区笹下1-5-9 (本社営業所) 神奈川県横浜市港南区笹下1-5-9
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第29条
(6) 違反行為の概要	令和8年1月23日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事故の未届出(道路運送法第29条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社コバヤシ観光 (法人番号: 2050001019289) 代表者 小林 司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県古河市関戸1759-14 (本社営業所) 茨城県古河市関戸1759-14
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年12月2日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督実施記録の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年3月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ファミリー交通（法人番号：8060002019257） 代表者 稲延 成行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井816-3 (本社営業所) 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井816-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年2月3日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)